

の主旨を本会議は支持し、その給与改善の実現方について政府に要請を行なったが、未だ十分に改善の実があがったとは認められない。

科学者の待遇を大幅に改善することが科学技術の振興にとり極めて重要な基本条件であることは多言を要しない。よって政府は、国立大学教官ならびに研究公務員の待遇について差し当たり、次の事項に関し、速やかに特別の配慮を払われるように要望する。

1. 国立大学学長の俸給を昨年の国大協決議の線まで引き上げ、それに物価上昇に基づくベースアップを加算すること。
2. 国立大学教授の俸給を大幅に引き上げ、学長俸給との差を縮小すること。なお、指定職乙の教授の増員を行なうこと。
3. 国立大学教授・講師・助手の俸給を大幅に引き上げるとともに、教授の場合の指定職乙に準じてそれらの等級をそれぞれ一段づつ上位になしうるよう改正すること。教務職員についてもこれに準ずること。
4. 学科制大学の教官俸給を講座制大学のそれと同等にすること。
5. 現行の大学院担当教官に対する俸給の調整措置を大幅に改善すること。
6. 研究公務員の俸給を国立大学教官の俸給と同等にし、研究機関・大学間における人事の相互交流が円滑に行ないうるよう改正すること。そのため各研究機関における上位等級の定数増加を計ること。
7. 研究公務員のうち特に能力の優れた者については、特別研究員制度の拡大により優遇措置を講ずること。

6-35

庶発第457号 昭和40年7月21日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 文部, 郵政両大臣)

学・協会機関誌の郵税の特別取扱について(要望)

標記のことについて、本会議は下記のとおり要望します。

記

昭和36年5月25日法律第93号による郵税法の一部改正にともなって、学・協会の機関誌の郵税が、従来に比し急に引き上げられ、学・協会の運営に大きな打撃を与えたため各学・協会より、その特別取扱いが強く要望された。

よって本会議においては、各学・協会の協力を得て種々検討の結果、次のように、一応の基準をきめて、それに基き決定した学・協会名簿を作製したのでこの資料を添えて、ここに改めて、学・協会機関誌の郵税につき、特別の取扱い方配意につき要望する。

なお、本資料に応ずる学・協会名簿は、今後3年毎に改訂する予定であることを申し添える。

郵税特別取扱いに関連して学術会議において認定した学・協会名簿

認定の基準は次の如くである。

1. 学術研究を主目的とするもの。
2. 全国的な学会又は協会であること。
3. ある科学の分野について代表的な学・協会であること。
4. 責任ある役員を有すること。
5. 事務局をもち、年会、講演、機関誌の発行等学会活動を行なっていること。

なお、「学・協会雑誌等の郵便料金について」は、次のとおり、

それぞれ内閣総理大臣あておよび関係大臣あてに要望あるいは勧告してあるので申し添える。

昭和28年5月6日付(申入) …………… (別添 1)

昭和36年3月2日付(要望) …………… (別添 2)

昭和36年4月28日付(勧告)…………… (別添 3)

別添 1

庶発第143号 昭和28年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

学協会雑誌等の郵便料金について

郵便法第26条を改正し、学協会または研究機関の発行する純学術雑誌・会報等であつて第3種郵便物に該当しないもののうち、郵政大臣の認可するものの郵便料金を同条第1項1号に定めるものと同一にするようにせられたい。

ここに本会議第14回総会の議により申し入れます。

理 由

学協会または研究機関の出版する純学術雑誌・会報等のうちには、会員だけに配布して一般に発売しないため、または、毎月定期的に発行するものでないために、第3種郵便物の取扱を受けることができず、第5種郵便として2倍の郵便料金を支払っているものがすこぶる多い。

しかるに、現在これらの学協会は財政極めて窮乏であつて事業の運営に甚しい支障を感じている。政府は、すでに昭和26年6月11日法律第227号によつて、民間学術研究機関がわが国の学術及び産業の振興上、重要な使命を有することに鑑み、これに財政的援助を与え、学術研究の遂行を容易ならしめる措置を講ぜられた。この趣旨を更に拡張し、学協会の上記の印刷物の郵便料金を軽減することによつて、これらの学協会に対し、学術振興上の使命を達成する便宜を与えられることを希望する。

別添 2

庶発第133号 昭和36年3月2日

郵政大臣名 } あて(各種)
文部大臣名

日本学術会議会長 和達清夫

(写送付先：文部，郵政両大臣)

学協会雑誌の郵便料金について(要望)

標記のことについて，本会議第 187 回運営審議会(2 月 25 日開催)の議に基き，下記のとおり要望します。

記

今国会において郵便法の改正案が提案され，郵便料金の引上が予定されているが，これが実施されれば，学協会の刊行する学術雑誌は極めて大きい影響を受けることになる。

現在，学術雑誌を刊行する学協会は，財政的に概ね困難な状況にあり，国の補助等によって刊行を行っているものも相当数にのぼり，刊行関係の諸経費の上昇に苦慮しているが，郵便料金の引上が実施されるならばさらに打撃をこうむり，現在の規模を縮少せざるを得ないものが生ずることが憂慮される。

今回の郵便料金の引上は，主として急増する一般郵便物のためとられた措置とされているが，純然たる学術雑誌がこれと同様に取扱われようとしていることは，学術振興，科学技術振興のうえからみて甚だ遺憾である。

以上のような実情であるので，学協会の刊行する学術雑誌に対する郵便料金の引上については，慎重に検討のうえ格別の措置がとられることを強く要望する。

なお，学術雑誌等の郵便料金の特別措置については，別紙のとおり，昭和 28 年 5 月 6 日内閣総理大臣あて要望してあるから申し添える。

別添 3

庶発第 315 号 昭和 36 年 4 月 28 日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

(写送付先：科学技術庁長官，文部，郵政両大臣)
衆参両院議長，同通信委員会委員長

学協会雑誌の郵便料金について(勧告)

標記のことについて，本会議第 33 回総会の議に基き，下記のとおり勧告します。

記

今国会において郵便法の改正が提案され，郵便料金の引上が予定されているが，これが実施されれば，学協会の刊行する学術雑誌は極めて大きい影響を受けることになる。

現在，学術雑誌を刊行する学協会は，財政的に概ね困難な状況にあり，国の補助等によって刊行を行っているものも相当数にのぼり，刊行関係の諸経費の上昇に苦慮しているが，郵便料金の引上が実施されるならば，さらに打撃をこうむり，現在の規模を縮少せざるを得ないものが生ずることが憂慮される。

今回の郵便料金の引上は，主として急増する一般郵便物のためとられた措置とされているが，純然たる学術雑誌と同様に取扱われようとしていることは，学術振興，科学技術振興のうえからみ

て甚だ遺憾である。

以上のような実情であるので、学協会の発行する学術雑誌に対する郵便料金の引上については、慎重に検討のうえ格別の措置がとられることを強く勧告する。

6-36

庶発第1023号 昭和40年11月15日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先：科学技術庁長官，文部，大蔵，農林，)

厚生各大臣

自然保護について(勧告)

標記のことについて、本会議第44回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

国の自然及び資源を保護し、学術研究上貴重な諸地域を保存するため、国は早急に強力な措置を取られたい。要すれば自然保護法の如きものを制定し、その法の施行について充分な裏付けを行なわれたい。

なお、法の制定、保存すべき地域の設定、その管理の組織、運営について、本会議の意見を敬されたい。

理 由

戦後における産業資源の開発、道路の建設、観光の発展などに伴い、わが国の自然環境が著しく破壊されつつあることは周知のところである。今にして各方面協力してこの自然を保護する対策を樹立しなければ、多くの悔を残すことになるであろう。

日本学術会議としても、国民福祉の立場から、自然の保護、資源の保護について全般的な関心を寄せることはもちろんであるが、特に学術研究の面から見て、早急に保護を必要とするものについては、すでに具体的な勧告を行ってきた。

しかしながら、その後もいよいよ自然破壊が進み、学術研究の立場から見て、一度破壊された場合は復元の極めて困難な貴重な森林、河川、湿原、海洋等の生態系が破壊に頻しており、早急にその対策を講じなければ取りかえしのつかぬ事態になろうとしている。

既にアメリカ等においては、1964年9月、原始地域法が制定され、全般的な原始生態地域、あるいは重要資源地域が保存される方向に向かっている。

これに対しわが国では、保護林制度、文化財保護法あるいは自然公園法等があっても、全体的な原始地域の保護についての措置がないため、重要な自然の保護に関して極めて不満足な状態である。

よってここに改めて、自然保護について政府の強力な措置を要望するのである。